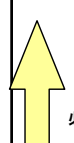
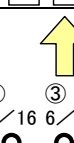
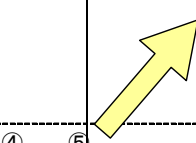


中間とりまとめ案

今後の予定

	平成17年度	平成18年度		平成19年度			平成20年度		
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
社会資本整備審議会 計画部会							現行計画評価	とりまとめ	次期社会資本整備重点計画(案)の審議
都市計画部会 下水道・流域管理小委員会				今後5年間の下水道政策のあり方と具体的な施策					
下水道政策研究委員会 計画小委員会	① 2/17 ○	② 3/13 ○	③ 4/26 ○	④ 5/31 ○	⑤ 6/27 ○				
資源のみち委員会		① 3/16 ○	② 5/16 ○	③ 6/16 ○	④ 9月 ○	⑤ 11月 ○	⑥ 1月 ○		



中間とりまとめの骨子案

<全体の構成案>

※ 本日の審議事項

1. はじめに

2. 下水道をとりまく状況、今後10年の認識

- ・厳しい財政状況
- ・人口減少・高齢化
- ・資源・エネルギーの枯渇
- ・気候変動等
- ・国民のニーズ
- ・老朽化施設の急増

3. 中期の下水道政策のあり方

- ・中期の下水道政策の基本的な考え方
- ・施策展開の基本的な考え方
- ・地域中期整備計画(仮称)の策定
- ・中期の整備目標

4. 各施策の中期のあり方

- 安全・安心
 - ・浸水の防除
 - ・地震対策
 - ・事故の未然防止対策
 - ・合流改善
- 暮らし
 - ・普及促進
- 環境
 - ・高度処理の推進
 - ・健全な水循環の再構築
 - ・資源循環の促進、省エネルギー対策・未利用エネルギー活用
- 施設活用
 - ・施設活用、光ファイバー網の整備

5. 下水道事業マネジメントのあり方

6. 施策を進めるに当たっての留意事項

7. おわりに

参考資料

中期の下水道政策の基本的な考え方

下水道事業の長期計画である「下水道ビジョン2100」に示された「循環のみち」の実現を図るため、必要な施策に着実に取り掛かるとともに、下水道をとりまく現下の社会情勢等を踏まえた上で、現在直面する課題に対して、今後の10年間で緊急的に対応すべき施策に重点的に取り組むべきである。

また、その際には、

- 達成すべき整備水準を設定するなど施策分野ごとの目標を明らかにすること
 - ロードマップの作成など時間軸を踏まえた計画を策定すること
 - 整備手法の見直しなど事業手法の転換に取り組むこと
- を基本的な考え方とすべきである。

事業手法の転換に関する基本的な考え方

整備目標の重点化を図り、目標達成のスピードアップのため、事業手法を転換し、重点的、効率的な整備を行う。

①整備地区の絞り込み

- 下水道対象区域の見直し、重点化
- 重要な都市機能の集積地区など整備区域の重点化

②抜本的な整備手法の見直し

- ローカルスタンダードの導入等による低コストで早い整備手法への見直し
- 既存施設の有効活用

③地域の人々・他事業との連携強化

- 地域の人々と一緒に目標を設定するなど、ハード、ソフト対策と自助の推進
- 事業間、市町村連携による事業の取り組みの推進

施策展開の基本的な考え方

各施策の展開にあたっては、次の3つの考え方に基づき行うべきである。

<緊急的に取り組むべき施策>

- 国民の生命・財産の保護、重大な事故防止など安全・安心に関わる施策

<優先的に取り組むべき施策>

- 法令に定めのある施策及び法令に基づき策定された計画を達成するための施策
- 健康で文化的な生活を営むための基盤施設が未だ未整備の地域を解消するための施策
- 環境基準の達成、地球温暖化対策など国家的な目標に関わる施策
- 今後の本格的な実施のため、短期間でモデル的な成果をあげるための先導的なプロジェクトを中心に進める施策

<計画的、着実に取り組むべき施策>

- 健全な水循環の再構築、資源循環など循環型社会の形成に関わる施策
- 施設再生のための資産管理に関わる施策

地域中期整備計画(仮称)の策定による実効性のある取り組み

下水道の恩恵を受ける地域や住民のニーズを踏まえるとともに、アカウンタビリティを果たすため

- 地方公共団体は、国の示した今後の施策展開の基本的な考え方を踏まえ、住民参画のもと地域の実情に応じた地域中期整備計画(仮称)を策定
- 国は、国として定めた今後の政策目標を達成するため、地方公共団体と地域中期整備計画(仮称)の内容について協議しつつ、各施策ごとに全国的な見地から重要度を判断し、必要と認めるものについて、重点的な財政支援を実施